



# 行政書士ADRセンター東京

2017年7月7日  
行政書士ADRセンター東京

## センター長再任のお知らせ 及び 「行政書士ADRセンター東京」開設8周年 ～平成28年度は過去最高の調停実施件数～

東京都行政書士会が運営する「行政書士ADRセンター東京」のセンター長光永謙太郎は、平成29年5月30日開催の東京都行政書士会定時総会をもって任期満了を迎えたが、6月26日（月）、再任が決定いたしました。引き続き宜しくお願い申し上げます。

また、当センターは、平成29年5月25日（木）、開設8周年を迎えました。

開設7周年であった昨年度（平成28年4月1日～平成29年3月31日）においては、当センターが扱う4つの専門分野に関する問い合わせ件数（※1）、相談件数（※2）、調停実施件数（※3）が、いずれも開設以来最高となり、ADRや当センターに対するニーズの広がりを改めて強く感じる1年となりました。

※1：問い合わせ件数とは、電話による問い合わせのあった件数

※2：相談件数とは、調停申込予定者が、事前相談をした件数

※3：調停実施件数とは、調停が申込まれて受理された事件のうち相手の方が応諾し実際に調停を実施した件数

行政書士ADRセンター東京は、東京都行政書士会が設置し、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」の規定に基づき、法務大臣の認証（認証番号第30号）を取得している、調停機関です。平成21年5月25日の認証以降、「対話促進型調停」を採用して4つの専門分野における紛争解決のサポートを行ってまいりました。

開設8周年を迎えた当センターでは、これまで以上に利用者の方々の利便性向上に努めてまいりたいと思っております。

### 【本件に関するお問い合わせ先】

行政書士ADRセンター東京（センター長 光永 謙太郎）

〒153-0042 東京都目黒区青葉台3-1-6 <http://adr.tokyo-gyosei.or.jp>

TEL：03-5489-7441（受付時間 火・木・土曜日 10:00～16:00） FAX：03-5456-6839

広報担当 大槻美菜、竹内正也、田中久子

※受付時間以外は、留守番電話にメッセージを残していただけましたら、折り返しのご連絡をさせていただきます。

## 行政書士 ADR センター東京 実績

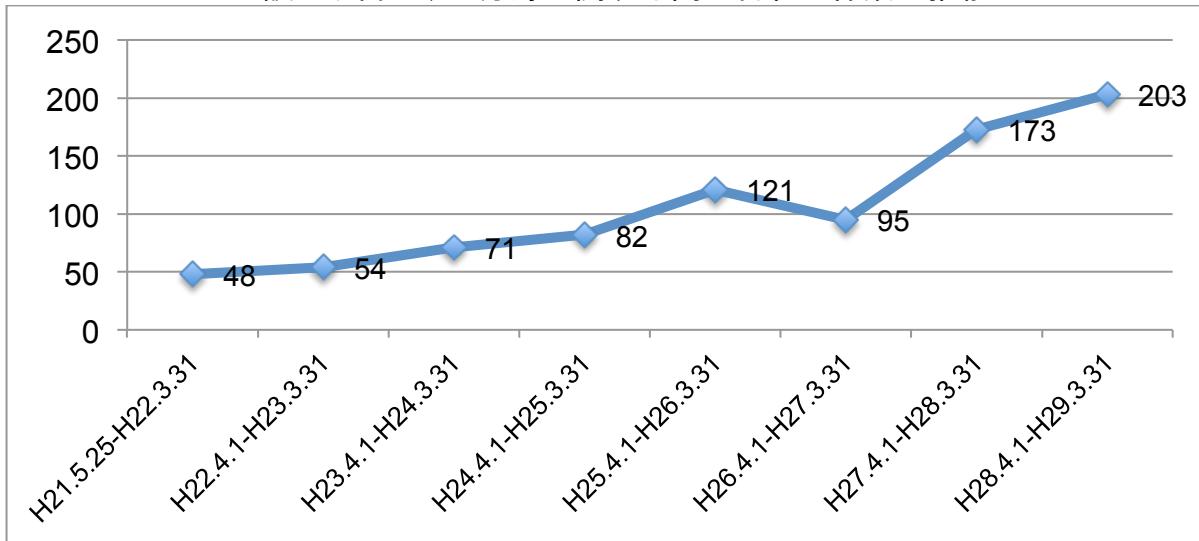
設立以降の活動実績は下表の通りです。

(件)

	問い合わせ 件数	4分野に關 する問い合わせ 件数	相談件数	受理件数	調停実施 件数
H21.5.25-H22.3.31	48	48	8	3	1
H22.4.1-H23.3.31	116	54	11	10	3
H23.4.1-H24.3.31	129	71	14	7	4
H24.4.1-H25.3.31	150	82	18	8	6
H25.4.1-H26.3.31	238	121	27	19	5
H26.4.1-H27.3.31	191	95	15	9	5
H27.4.1-H28.3.31	361	173	28	14	6
<b>H28.4.1-H29.3.31</b>	<b>298</b>	<b>203</b>	<b>32</b>	<b>18</b>	<b>9</b>
合計	1531	847	153	88	39

- \* 問い合わせ件数とは、当センターに対して問い合わせのあった件数
- \* 4分野に關する問い合わせ件数とは、問い合わせのうち、当センターが扱う4つの専門分野に關する問い合わせの件数（当センターでは扱えない紛争等の問い合わせを除いた件数）
- \* 相談件数とは、調停申込予定者が、事前相談をした件数
- \* 受理件数とは、申込みが行われ、当センターで受理決定された件数
- \* 調停実施件数とは、受理された事件のうち、相手の方が応諾し、実際に調停を実施した件数

設立以降の、4分野に關する問い合わせ件数の推移



## ADR とは

ADR（裁判外紛争解決手続）とは、「訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続」（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第1条）とされており、仲裁や調停手続などがこれにあたります。